

第11期東京都生涯学習審議会
第6回全体会

会議録

令和2年7月20日（月）
午後6時00分から午後8時02分まで
オンライン会議

○出席委員

笹井 宏益 会長

酒井 朗 副会長

青山 鉄兵 委員

土屋 佳子 委員

永島 宏子 委員

野口 晃菜 委員

林 幸克 委員

広石 拓司 委員

松山 亜紀 委員

山崎 順子 委員

第11期東京都生涯学習審議会 第6回全体会 会議次第

- 1 開会
- 2 議事「中間のまとめ」(案)について
 - (1) 説明
 - (2) 意見交換① 第1章から第3章までについて
 - (3) 意見交換② 第4章について
- 3 今後の予定
- 4 閉会

【配付資料】

資料 「中間のまとめ」(案)

第11期東京都生涯学習審議会第6回全体会

令和2年7月20日（月）

開会：午後6時00分

【生涯学習課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11期東京都生涯学習審議会第6回全体会を開催させていただきます。

なお、川口管理課長につきましては遅れて参加するというご事情がございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局から、次第と、それから資料「中間のまとめ」（案）を事前にお送りしております。お手元に御用意いただいておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、本日の傍聴希望者につきましては0名でございます。

それでは、ここからは笹井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。笹井会長、どうぞよろしくお願いたします。

【笹井会長】 皆さん、こんにちは。今日もオンラインの開催ということで、議事進行上、御意見等々ある方は意思表示いただき、それに沿って私のほうで指名をさせていただきます。御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に沿って進めていきたいというふうに思います。

前回の6月の審議会では、酒井副会長から、これまでの審議会の内容についてまとめていただいて、そして今後の審議に向けた課題提起をしていただきました。その後の意見交換と、それから委員の皆様から事務局にお送りいただいたコメントシートの御意見も反映した「中間のまとめ」（案）というものを事務局に用意していただきましたので、これについて今日は議論していただくことになろうかと思っております。実は7月7日に酒井副会長と私と事務局で少し議論をして、こんな形で取りあえずまとめてみようといった案です。できるだけ皆さん方の御意見、コメントを入れたつもりではありますけれども、まだまだ不十分というか、完成度がまだまだというところもあろうかと思っておりますので、後で率直に御意

見、御指摘を頂きたいというふうに思っております。

それでは、中身につきまして、「中間のまとめ」(案)につきまして御説明をお願いしたいと思います。皆様、お手元にその資料があると思いますが、それを御用意いただきたいと思います。

それでは、梶野さん、お願いします。

【主任社会教育主事】 それでは、私のほうから「中間のまとめ」(案)の説明をさせていただきます。

今回、審議資料として提出させていただいた「中間のまとめ」(案)は、6月20日に開催した第5回全体会に頂いた御意見や、その後、各委員の皆様から頂いたコメントを踏まえ、事務局のほうで原案を作成し、その内容を笹井会長と酒井副会長と検討した上で資料としてまとめたものでございます。草稿の段階ですので、図表の引用の仕方や細かい文章表記等の点で不十分な箇所が多々あることをまずおわび申し上げます。

では、内容の説明に入らせていただきます。

まず、「中間のまとめ」のタイトル案ですが、「東京都における今後の青少年教育振興のあり方」とさせていただきます。

1枚めくっていただきますと章構成が出ております。まず、「中間のまとめ」(案)は4章構成としております。第1章では、青少年教育の位置付けを整理することとしております。第2章では、現代社会における青少年教育の課題を整理いたしました。第3章では、第2章で挙げた課題を解決することを目指した青少年教育の現代的意義と役割について、これまでの審議会の議論等を踏まえ整理したものでございます。いわば第3章が本「中間のまとめ」の核心部分となります。第4章では、今後、東京都としての青少年教育の取組の方向性について審議会として提案するものでございます。第4章については、今回初めて委員の皆様にお示しするものでございますので、事務局案では大枠のみを示し、本日委員の皆様から御意見を賜りたいと考えております。

簡単に各章の概要を御説明いたします。

第1章については、青少年の定義というものをまず触れさせていただいています。次に、青少年の健全育成と青少年教育の違いというものを述べさせていただいております。3点目としては、青少年教育が社会教育の主要な一領域であることを確認した上で、青少年教育がこれまでどのように論じられてきたかを踏まえつつ、青少年教育の役割について本審議会としての考え方を整理いたしました。

続いて、第2章についてです。第2章は、青少年教育の対象となる青少年が現代社会の中であってどのような状況に置かれているのか。現状と課題を整理することを目指しました。それとともに、第2節では青少年の側ですね。いわば調査などで分かってくるのは外的なデータなどになりますので、ページで言うと20ページからになりますけれども、青少年の側から見た、青少年の意識を理解する作業を試みました。これはとても重要なところでございます。特に21ページにあるように、青少年問題についての表出の仕方が学校外の非行から学校内で起こる校内暴力やいじめ、そして家庭内のひきこもりへと変化しているといった社会学的分析をまず紹介して、その後、精神医学者らが指摘している内向的問題、外向的問題というふうに書いてありますが、内向的問題など、社会学の分析で言う限られた領域、家庭の領域にどんどん閉じ込められていくところの関係性を整理したというところでございます。

次に、22ページからになりますけれども、いわゆる普通の青少年たちの意識のありようはどうなっているのかというのを各種のデータから紹介させていただいております。最初はNHKの調査を紹介した後で、SNS時代のコミュニケーション、その次のページで言いますと「青少年の関係性における「親密圏」の重さ」ということで、土井隆義先生 の原稿なども少し参考に紹介させていただきました。その後は、前回、広石委員からも御紹介いただいた青少年の社会参加意識の国際比較で、日本の18歳は、社会の期待とは異なり、成人になることや社会に積極的に関わる意識に乏しいことが見てとれるということを紹介させていただいております。

最後に、子供・若者支援の中ではとても重要な法律であります子供・若者育成支援推進法で提起された、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者、ここでは「社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年」と表記しておりますが、それについて取り上げています。こういった個に応じた支援の視点というものは今後の青少年教育の在り方を考える上で不可欠な視点だと考えております。

以上が2章でございます。

続きまして3章でございます。第3章では、第2章の課題を踏まえ、第1節では、区市町村及び東京都の青少年教育行政、施設の現状を紹介した上で、第2節において青少年教育に着目する意義について述べています。第3章の1節は、第2回の審議会で御紹介をさせていただいた青少年教育施設の調査の結果や、東京都の青少年教育施設の状況などを紹介させていただいております。

32ページになりますが、「青少年教育に着目する意義」という形で紹介をさせていただいております。ここで重要なことは、2003年の若者・自立挑戦プラン以降、いわゆるターゲット型のアプローチに注目が集まってきたとありますが、実は、第2章で考察しているように、普通の青少年に対するアプローチ、普通の青少年たちが抱える課題にアプローチするというユニバーサルな視点がこれまでの施策のアプローチには欠けていたのではないかと指摘をしております。それを補う役割がこれからの青少年教育に期待されており、その手法としてユースワークというものに注目しようという点でございます。ユースワークのことについては第4回のときに両角先生からいろいろと御指摘していただいたことをここで書き加えてございます。

その一方で、ターゲット・アプローチというものは必要がないというわけではありません。前回の審議会で青山委員から良質なユニバーサル・アプローチに支えられたターゲット・アプローチであるという御指摘を頂きましたが、これはとても重要なことだと考えております。そういった意味で、ターゲット型アプローチを支えるユニバーサル・アプローチが必要だということについてここでは指摘をしているということでございます。

その次には、青少年教育で対応すべき領域というのは、いわば家庭、学校とは異なる第三の領域において多様な関係性を生かしていくことを目指した青少年の自己形成の援助という考え方を整理するとともに、青少年教育で対応すべき領域というものをここで例示させていただいております。

3章の最後には、青少年教育を推進していくものは誰かということについて述べているのですが、その役割をヨーロッパの例などを参考にしながらユースワーカーという形で指摘させていただいたのが3章の最後になります。少しイギリスの事例なども御紹介しながら、ユースワーカーが配置されている場所なども文献などによって補わせていただきました。ここで一つ特徴的なのは5番の学校ですね。「FE (Further Education) カレッジ」と書いてあります。イギリスは社会教育のことを継続教育と言うのですけれども、そういう場所にもユースワーカーが配置されているというのが一つ、今後の参考にすべき視点なのではないかと考えております。

最後に、第4章になります。第4章としては、東京都としてどのように青少年教育を振興していくべきかという点からまとめを試みております。第1節につきましては、昨年12月に東京都のほうで提案させていただきました「未来の東京」戦略ビジョンの考え方を踏まえております。まず、どのような指摘があるのかということを紹介させていただきます

す。枠で囲んであるように、「子供たち一人ひとりに着目し、その成長をサポートする新たな「東京型教育モデル」を打ち出していこうと考えている。2番目では、「学校、家庭、地域などで子供と大人が世代を超えて活発に交流」する。学校、家庭、地域の連携を踏まえた取組が必要だ。あとは子供たちの自発的な学びということも書いております。3点目は、「一人ひとりの状況に応じた学校以外の学びの場が実現し、誰もが学び、成長する機会を持つことができる」。4点目は、「障害の有無に関わらず、一人ひとりの学びのニーズに応えるインクルーシブな教育が実現」ということを指摘しています。それ以外にも、ビジョン06多様性、ビジョン07コミュニティということも紹介させていただいております。いずれにしても、この「中間のまとめ」に大きく関連するような提案だと思っております。戦略ビジョンは20のビジョンに対応する形で20の戦略を打ち出しておりますが、その中からも重要なところをここでピックアップしながら、そこの関連付けをしながら東京都における今後の青少年教育振興の体系化をまとめようとしております。

今後の展開として、囲みのⅠ、Ⅱ、Ⅲでくくった考え方を示しています。Ⅰは、前回の酒井副会長の御提案にもありましたように、青少年教育というものは、そもそも総合政策として展開される若者支援政策自体の基底として、それを下支えする役割を担うのではないかというふうに整理をさせていただきました。

Ⅱも、酒井副会長から御指摘いただいたところでございますし、これまでも東京都の社会教育の施策はこの部分を大事にしていまいりましたが、青少年教育は、学校教育との関係性を重視して展開されるものであるということです。特に多様な教育機会確保法などで不登校生徒の支援についての学校との連携の必要性なども言われておりますので、学校教育の在り方などとの関係で相対的に社会教育、青少年教育の役割を位置付けていこうということでございます。

Ⅲとしては、「青少年教育は、生涯学習の視点に立って取り組まれ、次代の社会の担い手を育成し、持続可能な社会の実現に寄与する。」とさせていただきました。これは、前回、山崎委員からも御提案いただいたところでございますが、生涯学習、ライフロングラーニングという視点に立って、一生涯を見渡して次の社会の担い手を育成していくことを考え方として打ち出していただけると考えております。それを図示したものが図表26になります。図表26の一番下で支えるのが青少年教育なのだということを示しました。ユニバーサルなユースワークの中にいろいろな考え方を——整理が今後必要かと思うのですけれども、取りあえず前回の審議会の中で各委員から御指摘いただいた言葉を拾って、それ

に位置付けてみようという試みでここは仮に入れさせていただいております。

最後に、東京都における青少年教育振興施策の体系化ということで考え方を整理しております。具体的には、どういう場で展開するかということについて示させていただいております。大きく三つに分けて議論が進められたらというふうに思っているのですが、まず48ページの(ア)では、日常生活圏における場をどうつくっていくか。少し圏域が広くなりまして、次に区市町村における場。発達段階に応じて活動範囲も広がっていきますので、中学生を中心として高校生の一部を対象にしたいろいろな事業が展開される場だという想定をしながら、事例報告を頂きました文京区の取組や調布市の取組なども紹介しつつ、少し論を展開しているところがございます。居場所づくりも非常にキーワードになると考えて、その点も載せておきました。

そして、東京都の圏域で行われる取組について、四つの圏域に区分をさせていただいております。まず、先ほど区市町村レベルの圏域だと中学生を中心として高校生をターゲットにするという視点を述べましたが、東京都の圏域としては対象をどのように設定していたら良いか、考え方としてお聞かせいただけたらというものが1点目。2点目は、東京都の圏域に設置される場としては、一応、事務局と笹井会長、酒井副会長とも少し話をし、非日常空間を青少年に対して提供するという視点を重視する。いわば日常生活圏域から離れた場所で、非日常空間の中でいろいろなことを学び、体験することの意味みたいなものを訴えられると良いかなと。3点目としては、区市町村では展開できない青少年教育事業を考えたい。最後は、区市町村レベルの青少年教育の取組をバックアップする機能について御意見を頂けたらと思って、4点ほど枠をつくって、ここに議論を頂けたらと考えております。

次のページには、両角先生からも御紹介がありましたし、前回、酒井副会長からも御提案を頂いたスウェーデンの取組を一つ紹介として述べさせていただいております。このフリースヒューセットの四つの柱というところは、今後、我々が施策を考えていく上で重要な視点かなと。特に③、④の学校との連携、学校から職業への移行といったことが言われていますが、起業・就労支援という観点を青少年教育の中に包含させる視点も重要だろうということで、この事例を挙げさせていただいております。

最後に、ここは空欄になっておりますが、青少年教育を推進する人材の養成・確保についての考え方を示していけたらと思っております。

説明は以上です。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。「中間のまとめ」(案)は、非常に理論的かつ実証的な文章になっていて、何かすごいなと思って感心して聞いていました。

まず、委員の皆さんからもし今の梶野さんの御説明につきまして御質問があれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。もしありましたら、「会長」と言って発言していただきたいと思いますが、いかがですか。

【青山委員】 1点確認してもいいですか。質問です。これまでの議論をすっきり整理していただいて、私としてもありがたかったなと思うのですけれども、特に学校を場とした放課後支援の要素が結構入っていました。これまでの議論だと割とティーンエージャー以降を我々はイメージしてきたと思いますが、放課後支援については、規模としてはもちろん大きいですし、とても大事な要素ではあるのですけれども、小学生がメインのターゲットになると思います。今回のまとめには小学生に対する支援と、中・高生以降に対する支援の、両方を含む振興の在り方をまとめていく方針であるということをも確認してもいいですか。

【主任社会教育主事】 青少年ということを最初に定義した0歳から30歳があったということが1点ですね。重点は、前からお話を進めているように、中・高生、特に今、高校生以上の施策あたりが東京都の施策としてカバーするのには重要なところだろうという意識は変わっておりません。ただ、4章のところでも紹介したように、日常生活圏域における場ということ語ったときに、先ほどの青少年の年齢の定義も踏まえて、放課後子供教室等の役割についても言及しておく必要があるだろうというのが事務局の見解でございます。

【青山委員】 了解しました。ありがとうございます。

【笹井会長】 ほかに何か御質問、ほかの委員の方、いかがでしょうか。ありますでしょうか。

【広石委員】 今の青山委員と多分逆のほうで、20代などをどの程度まで考えるのかということについて。例えば就労や、会社を辞めていくような若者などを含めたところまでを視野に入れるのか。0歳から30歳のあたりで、恐らく中・高生が議論の中心の話だということは分かってはいるのですけれども、一番最初にこの報告書では30歳までを対象とすると言っているのですから、20代をどうやって扱っていけばいいのかというあたりを事務局はどういうふうにお考えなのか教えていただけますか。

【主任社会教育主事】 41ページのⅠからⅢで御説明したところにかぶりますけれど

も、「青少年教育は、生涯学習の視点に立って取り組まれ」というふうに御紹介をさせていただきました。「中間のまとめ」(案)の中にも、いわば青少年の時期から、青年期から成人期への移行が非常に難しい時代になっているとしました。そういった意味では、30歳までと一応述べてありますので、学校を出た後のいわゆる若者の支援についても施策の範疇に取り入れていきたいというのが我々の基本的な視点です。

【笹井会長】 ほかにいかがですか。ほかの皆さんはどうでしょうか。もしあればお願いしますが、よろしいですか。

それでは、質疑応答はこの辺にさせていただいて、今、事務局からこの案について説明を頂きましたが、まず第3章までについて委員の皆様順番に御意見を頂ければと思っています。今日は順番を逆で、山崎委員から名簿の逆順で御発言をお願いしたいというふうに思います。最後は酒井副会長をお願いしたいと思います。

では、山崎委員からお願いしたいと思います。

【山崎委員】 この「中間のまとめ」(案)は、会長、副会長及び事務局の方がまとめていただいて、私も、ああ、こうなのかと大変びっくりしたというか、よく分かって、感心して読ませていただきました。どうもありがとうございました。

全体として、今までの系統と関連する分野等々を洗って、実証的という話もありましたけれども、整理されているので、全体としては特にはないのですが、4点ほど申し上げたいことがあります。

今のお二人の方の質問とも関連してくるのですけれども、読ませていただいて、この後の対象はどうするかということとも絡んでくるのだとは思いますが、対象は中・高生が中心なのか、30歳まで入れているのか。その辺のあやふやさというか、フエジーさが少し出てしまっている。例えば、先ほど説明でありましたけれども、第4章になると急に子供のことが中心になったりと、その辺が気になります。

それと関連して言葉の問題ですけれども、「子供」という言葉と「青少年」という言葉の使い分けです。これが少し気になったのですね。例えば46ページの場合ですと、最初の丸が付いているところは「子供」になっていて、次は「青少年」とあるのですけれども、その確認をもう一度したほうが良いのではないかとということが2点目です。

3点目として、42ページの青少年教育というところの上の四角で、学校教育、児童福祉、障害福祉など、ずらっと並べてありますけれども、社会参画となっている。これはどういう振り分けかを伺いたい。

さらに、青少年教育のユニバーサルなユースワークという四角の中ですね。ここに是非トレーニングということを入れていただきたい。特に対人関係に関して、人と関わるときの練習が重要だと思います。これは先ほどの事務局の説明でもありましたけれども、これから社会に出ていくときに、その前の段階で人との関わり方などを練習する場という意味合いも、ユースワークの重要な要素だと思うのです。以上が4番目です。

あと少し細かいのですが、その42ページの下から2行目、「青少年教育施設で展開されるにとどまらず、児童福祉や雇用・労働部局等青少年」というふうにあるのですが、これは児童福祉だけではないので、東京都内の局のことを言っているのだったら福祉保健局など、そういうふうにしておいたほうが無難かなというところです。

最後になりますけれども、目次を見ていただいて、第2章で(5)、(6)です。先ほど20代の離職の問題など質問がありましたけれども、20代の人たちの離職の問題というのは非常に大きな問題としてあるので、項目を挙げなくても、例えば非正規雇用比率の問題などの中で触れていただければと思います。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

一応、全員の委員の方から御意見を頂いて、質問も入っていたと思いますけれども、本日はお答えできる部分についてはまとめて後で事務局から答えていただいて、あと残りの部分は事務局なりで少し御検討いただく形にさせていただきますので、続けさせていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして松山委員から御発言をお願いしたいと思います。

【松山委員】 私も、読ませていただいて、すごくよくまとまっているというふうに思いました。私自身がまだ頭に入り切っていないところで、山崎委員もおっしゃっていたのですが、私も気になったのが、皆さんからも御指摘があった年齢のくくりのところを少し幅広に捉えているところです。小学校ぐらいから30歳まで含むのかどうかということと、施策に落とし込むところでは、青少年をどう捉えるかということと、今回の施策の中心をどこに特にフォーカスするのかということとはもう少し突っ込んだ議論なりが必要で、そうでないと少し目的がぼけてしまうのではないかと感じました。

これまでも、スウェーデンの若者政策などもかなり参考になるということでユースワークの話などが出てきましたけれども、EUの若者白書などですと15歳から25歳、スウェーデンは13歳ぐらいでしたか。もう少し広くユースを捉えていたかなと思うのですが、そのあたり、日本版というか、東京都の取組ですとどこに絞るのかなということ

ろが一番気になったところですね。

後の4章でお話しするところですが、自立や職業という観点で言うと、東京都のほかの様々な学校向けの施策、例えば地域連携推進モデルや社会的・職業的自立支援教育プログラムなどとのすみ分けというか、関連性、そのあたりがどうなっていくのかな。特に企業との連携などが個人的には気になりましたという感想でございます。

【笹井会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続いて恐縮ですが、進めさせていただきたいと思います。次は広石委員にお願いしたいと思います。

【広石委員】 取りまとめ、どうもありがとうございました。

私も三つ四つあるのですけれども、一つは、今までの議論にもありましたが、中・高生、特に高校生ぐらいに我々が今回非常に関心が高いというのは、逆に言うと、今の社会の中でそこが意外と取り残された領域なのではないかと思うのですね。例えば先ほどの子育てや放課後学習などはそういう施策が結構されていて、一方で、先ほど申し上げた若者の就労支援みたいな話や20代の人たちのいろいろな取組はあるのだけれども、意外と高校生や中・高生が比較的「学校でよろしく」みたいな感じだったところで実はいろいろな問題が起きていることがある。今回、0歳から30歳までを対象とするのだけれども、今そうやって見てみると、その部分が一つの発達段階の支援策の中で肝なのだということをどこかで言ってしまってもいいのかなという気はしたのですね。今回の報告書の目的などもあるかもしれませんが、我々がユースワークなどにすごく関心を持って、むしろそこを具体的に議論していこうというときに、もちろん学校卒業後などもすごく大事なわけだけれども、多少めり張りを付けるというか、0歳から30歳まで全てをパースペクティブに見たときにここが大事なのだということをもう少し言い切ってしまうのではないかなと思ったというのありました。

もう一つは、そういった意味で、次世代の持続可能な社会の担い手に向けてと、途中、先ほどの三つのところでも挙げていただいていたのですけれども、逆に言うと、今の10代の子たちは21世紀生まれといいますか、人生百年時代で言うならば、2000年頃に生まれて、これから生まれてくる子供たち、今の10代はそれこそ22世紀まで生きるわけですよというところがあるとするならば、そのあたりの視野の広さというか、今の若者たちがこれからどういう社会に生きていくのか。例えば気候変動みたいなことも含めたいろいろなサステナビリティがすごく大きなテーマになってくる時期だし、デジタルシ

フトなどで、従来のただこつこつと真面目にやる子だけだと逆にA I の時代で仕事を失うのではないか。非常にブラックな仕事に就いてしまうのではないか。そういった意味で、これからの時代を生きる子たちの現代における位置付け、これからどんな世界になっていくのか。未来のことは不確かですからなかなかこういう報告書でかつちりと実証的には述べられないのですけれども、しかし、先を見ているからこそ今の高校生たちにはこういうことが非常に必要なのではないかという部分もあるのじゃないかと思ったので、そのあたりをどういうふうな視点から考えていけばいいのか。まだ僕も答えはないのですけれども、考えました。

あと、変化という意味では、これもなかなか定量的には難しいかと思うのですけれども、恐らく我々が想定していて、ずっとこの会でも議論になっているのは、以前は、公立小学校に行き、公立中学校に行き、公立の学校に行くみたいなものが割とメジャーだったりしたわけですが、それが今すごく多様化しているわけですよ。その地域に全く関わらないでずっと私学に行っているような子など、昔からももちろんそういう子はいたのだけれども、比較的少数派だったのが、例えば中学受験率がものすごく高まっているという話などもこの会の議論でも出たと思うのです。そういった意味ですごく多様化してきている。例えば国籍やバックグラウンド的なものもすごく違う。昔は比較的中間層が多くて1億総中間層みたいな雰囲気だったのが、どんどんと格差も広がってきたり、そういうところが弱くなってきているという意味で一くりにできないみたいなところ、その辺がずっとこの会の議論でもあったのかなと思うので、その一くりにできない感じをどう伝えたらいいのか。すみません。まだ答えはないのですけれども、考えていました。前半のところ、どういうふうにしてそういったことを取り入れればいいのかと感じたところですが、少しお話しさせていただきました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

次は林委員、よろしくお願いいいたします。

【林委員】 取りまとめ、どうもありがとうございました。

感想を幾つかお話しさせていただきたいと思います。「中間のまとめ」(案)のページで該当する部分を示しながらいきたいと思うのですけれども、まず8ページで、青少年教育の役割とコンパクトにまとめていただいている、よくよく読んでいくと既読感があったので何だろうと思ったら、生徒指導提要の中に自己指導能力というキーワードがあるのですけれども、その説明とすごく似通っているなと思ったのです。その役割の一つ上の白丸

のところで、「青少年の非行・犯罪防止」云々、「趣を異にするものである。」と言っているのですけれども、異にしていない、結構似ている部分もあるのではないかと、これを改めて読んで、あるいは自分が専門でやっているところとつなぎ合わせてみたときに感じた部分です。これがまず一つ目です。

それから、体裁がすごく気になってしまって、意地悪な見方ですごく細かいところまで見ていったのですけれども、誤字、脱字、表番号のずれ、てにをは、出典番号の不明記などは、この後、事務局のほうで改めて詳しくやってもらえると思うのですが、その中でも気になったのが、12ページ以降を見ていただきたいと思います。12ページから(3)学校教育における青少年問題とあって、データがずっと載っているのですけれども、恐らく現状一番新しいのは国の調査で平成30年まで出ています。下請の都道府県はもっと新しいところまで、東京都さんだったら今7月の終わりだったら令和元年度ぐらいのデータまで出ていると思うので、この最終建議が出る頃にはそれに合わせて提示していただけたらと思うのですけれども、できるだけ最新のデータのほうが良いのかな。

13ページで、いじめ、不登校の都立学校のところを書いてもらっているのですけれども、さっきの広石委員のところとも多少重なるかもしれないですが、私立もやはり視野に入れていかないと、東京都の施策のことを言おうとしているのに公立の学校のことしか見えていないと思われるのもしゃくなので。学校教育のほうへ行けば私立のデータも間違いなくあるはずなので、その辺も併せて出してもらえたほうがより説得力のあるデータの提示になってくるのかなと思いました。

あと、小学校、中学校は不登校で、高等学校は長期欠席ですけれども、高等学校も不登校のデータがあるはずなので、不登校でそろえたほうが読むほうは読みやすいと感じました。

あと、図表に出ている情報とその説明の文章が一致していないというか、図表から読み込めないことが文章でたらたらと書いてある。多分いろいろなデータなどを見ながら書かれたのでこういう結果になっていると思うのですけれども、その辺が読むほうにしてみると不親切だなというふうに思いました。

いろいろあるのですけれども、16、17ページでいくと、(6)非正規雇用比率、(8)自殺は一般的なデータを示していると思うのですね。若者に特化したデータがもしあれば、それを示したほうがこの「中間のまとめ」の中身とも合ってくるので、一般的なデータももちろん大事だと思うのですけれども、そこから青少年に特化したデータが出せ

るようであれば出したほうがより良いのかなと思いました。

最後、都の梶野さんの見解とぶつかってしまうというか、違うと思われるかもしれないですけども、21ページで表の19、20があって、その下の白丸で3行目に「換言すれば」とあるのです。この「換言すれば」以下のところで、確かに場所を現実の物理的な空間として捉えればこのとおりだと思うのですけれども、今、場所が物理的な空間とは限らないですね。仮想空間というか、ネット上の空間として捉えるのが今日的な捉え方により即していると思うのです。そうすると、一概にこの「換言すれば」以下の部分が言えるとは限らない。むしろ拡大している側面もあるのではないかなと思ったので、「換言すれば」以下のところは少し違和感を覚えた部分になります。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして野口委員からお願いしたいと思います。

【野口委員】 子供や若者についてすごく包括的な視点でここまで整理されているのはなかなかないのではないのかなと思いつつ、まとめていただき、本当にありがとうございました。

文脈としては、社会の状況の変化に応じて青少年の状況がこういうふうに変化してきているという文脈だと思うのですけれども、先ほど広石委員の御指摘にもあったのですが、子供の状況が多様化している、状態が多様化していることをもう少し示しても良いのかなと思いました。例えば青少年を取り巻く現状の中に、これは意図的なのか、どういう基準でこれらを選ばれたのか分からないのですけれども、例えば外国人の子供が今後増加していく。今も増加していることだったり、今後恐らくそうなるであろうことや、特別支援教育の対象者も増加しているような現状もあつたりする。そういったことについては触れないのかなと疑問に思いました。

あとは、先ほど林委員のお話にもあったのですけれども、高等学校についての現状で、私が接している子供たちに特有なのかもしれないですが、通信制高等学校を選択する子供がすごく増えている。特に学校によっては9割以上が不登校だったり、元不登校の子供たちだったりするので、こういったところに触れても良いのではないのかな。特に中・高生に焦点を当てるのであれば触れても良いのかなと思った部分です。

もう1点は、包括的に今回結構まとめていただいているのですけれども、いろいろなことをすごく包括的に言っているので少し曖昧になってしまう部分も、これも大事だけれども、これも大事みたいというふうになり過ぎてしまうと少し破綻してしまうのかなという

気もしています。そういった意味では、もう少しどこにフォーカスを当てるのかというのは明確にしていってもいいのかなというふうに思いました。例えば個々に応じた支援が今後必要ですというふうなのがありながらユニバーサルなアプローチを取っていくところなので、最大限包括的にユニバーサルに支援しつつ、ターゲットゾーンの困難な人たちなどはほかの機関と連携しながら進めていくという話なのか。ほかにも、人材育成的な側面もありながら、ありのままを体験するみたいな両側面が入っていたり、対象年齢も、先ほどから皆さんの御指摘にあるように少しふわっとしている部分もあるのかなと思うので、両方に触れつつも、全部大事だよと触れつつもフォーカスをここに当てていくというふうにメリハリを付けてもいいのではないのかなと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

それでは、次に永島委員、お願いいたします。

【永島委員】 私も読ませていただいて、これだけの分量の資料でいろいろなことが示唆されていて、私自身がすごく勉強になりました。

感想ですけれども、先ほど林委員も言っていた青少年教育の役割というところで、私は青少年健全育成施策というところを読み込んでいないので何とも言えないのですが、次世代というか、これからの社会をつかって運営して行って、VUCAと言われる混沌とした時代を生き抜く力を育成することを目指していることについてはすごくそのとおりだし、それが全体的な目標というか、目的となっているのかなと感じました。

特に印象に残ったところは24ページの「青少年の関係性における「親密圏」の重さ」というところで、現在の子供たちが親密な友人といっても許せない関係だったり、親密な相手だからこそ気を許すことができない。すごく複雑な青少年の姿が出ていて、なるほどな。自殺率が多いと言われる世代も、こういう調査の結果からすごく納得がきました。先ほど広石委員がおっしゃっていたように、幅広い年齢層で、0歳から30歳という中の青少年教育を扱うことになると思うのですけれども、私たちがなかなかフォーカスしにくい、なおかつ、次世代を担うにはとても大切な年齢、そういうところにターゲティングして、そこだけということでもないのかもしれないですが、少しメリハリを付けて中・高生を中心とした施策を打ち出してもいいのかなと思いました。

私も中・高生に関わることが多いので、一番これからの世代を担うにもかかわらず、今までの常識だったり当たり前が全く通用しない世代に対して支援していくことはすごく意味のあることだと思うので、そのあたりはメリハリを付けて報告書を出していくというの

も新しい報告書の在り方なのかなというふうに思いました。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、土屋委員にお願いしたいと思います。

【土屋委員】 ありがとうございます。今日私は都庁から参加しております。

私からの意見ですが、もう既に委員の皆様から出ている内容に重複するところがありましたので、そこは割愛させていただきつつ、意見を述べたいと思います。

年齢の設定や、広石委員が御指摘いただいていたように、高校生は取り残されている領域だろうということは、私もふだんから都のユースソーシャルワークの事業にも参画しているので非常に重要な示唆だと思っています。

ここで私が指摘するとしたら本当に1点だけで、児童虐待のところですね。11から12ページで少し触れられているのですが、ここの説明が少し弱いかと思っています。児童虐待に関しては、今非常に大きな問題が多発していて、子育てで悩んでいる人もたくさんいる。子育て世代での若年層、これらをどういうふうに扱うか。一つデータとして出しているだけというのも分かるのですけれども、説明を工夫する必要があると思います。

また、児童虐待に関する説明が、家庭教育の段落で書かれていることも気になります。例えば「家庭教育は親の愛情を基本とする基礎的な教育であるだけに、外部に対して閉鎖的になり、甘えに流されやすい」。ここの「甘えに流されやすい」という文言もこれで大丈夫だろうかとも感じました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

それでは、青山委員にお願いしたいと思います。

【青山委員】 皆さん、ありがとうございます。私からもコメントを幾つかさせていただきます。

一つは、基本的なトーンとしてはこれで良いと思うのですけれども、全体として、特にティーンエイジャー以降の若者を考えたときに、青少年を支援や育成の対象として捉えるという面が前面に出ている印象を受けます。もちろん、それだけではないということは書き込んでくださってはいるのですけれども、特に自立や成長に向けて大人が指導することが、ある意味では自立を妨げてしまうような側面はたくさんあるわけですね。「社会参加するんだぞ」と言ってする参加が「参加」なのか。居場所づくりさせてあげる、遊ばせる、体験が足りないから提供する、といった働きかけが社会教育らしさの根っこの部分と矛盾してしまうようなことはこれまでも指摘されてきたところだと思うのです。もちろんター

ゲットや個々への対応は手厚くやる必要があるとした上で、どこか支援の対象としてだけ見てしまうことが、参加にしても居場所にしても、求められているものをむしろ損なってしまうという難しさがあって、それを乗り越えていくところに例えばワーカーの専門性があるのだということがもう少しきちんと書けると良いのかなという印象を持ちました。

そういう意味で、2点目ですけれども、ここは難しいのですが、青少年教育と青少年の健全育成というところの整理についても、教育というのを健全育成と区別して書こうとすればするほど、今私が言ったようなところで自立をさせてあげるような話がどうしても出てくるのかなと思っています。青少年教育が全体を下支えする大きな表もありましたけれども、青少年教育と青少年健全育成について、健全育成も非行対策は伝統的に大事でしたが、それだけでもないような気もするし、教育もやはり教育で収まらない部分をいっぱい含むところがユースワーク的なところだと思うので、何か両者が違いを示しつつ、もう少し緩やかな違いを述べる程度でも良いのかなという印象を持ちました。書きぶりまで何とも言えませんが。

三つ目に、ユニバーサルな文脈の中で特に児童館と青少年教育というものがここまで融合的に書かれているのは非常に珍しいし、ある意味ではすごく積極的に書き込んでくださったのかなという印象を持っています。児童館が現実的にはユニバーサルなユースワークの現場になっていることはもう明らかですし、やっていることはほとんど一緒だよねということはあると思います。中・高生向けも小学生向けもあると思うのですけれども、こういった児童厚生施設といわゆる社会教育の文脈であったものが今、教育委員会に両方所管されているケースもあるということも書いてありましたが、今後こういったものをきちんと一緒に考えていくプラットフォームをどうつくっていくかということも課題なのだろうという感想も持ちつつ、ここについてはすごく良い書き方なのではないかという印象を持ちました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

では、最後に酒井副会長からお願いしたいと思います。

【酒井副会長】 いろいろ御意見を頂きまして、ありがとうございます。

最後に青山委員が言われたことは、自分が学校教育畑なので、自分の色が少し出ているのかなと思って、反省したところが聞いていてありました。

まず、年齢の設定ですけれども、やはりきちんとフォーカスを当てなければいけないというのは確かに自分もそう思いました。0歳から30歳ですけれども、今回は13歳ある

いは15歳以上がターゲットだということをどこかできちんとうたうべきではないかと自分も思いました。その際に、「青少年」という言葉ですと割合全部をふわっとまとめる言葉ですけれども、「ユース」という言葉をもう少し強調すると恐らく思春期以降の年齢層にターゲットが当たる言い方になるので、もう少し最初のほうで「ユースワーク」という言い方と「ユース」という言い方を持ってこられたら良いのではないかというのが印象です。

それから、その中でもターゲットが、一つはもちろん中・高生にあるというところで、それは私自身も非常にありがたい。高校生問題をずっとやってきているので大変ありがたいです。ただ、最初に何人かの委員がおっしゃられた、学校を離れた後の主に20代の若者の支援という部分も非常に大事なところだと思いますので、一つは中・高生で、一つはその後あるいは学卒後でもいいのですけれども、そのところに離職の問題などにある程度目配りよくするのが大事なのではないかというのが一つです。

もう一つは場所の定義のところ、ネット上の空間を想定する必要があるというのは非常に大事な御指摘だと思います。今後の支援の方向性も一つ関係してくることだと思います。若者支援ということを考えたときに、やはりネット上での支援策をきちんと入れていかないといけないと思います。そういう意味では、現状分析のところでもネット環境で過ごす青少年というところはきちんと書き込むべきではないかというのがもう一つあります。

あとは細かいことですが、これもどなたかがおっしゃった、少し統計データが古いということがありまして、これはやはり最新のものにすべきだと思うのです。その中で今自分が関心を持っている不登校の問題は、ここ急激に不登校率が上がってしまっていて、この資料では3パーセント台だったと思うのですけれども、今4パーセントを超えています。恐らく今年はもっと高くなるのではないかと思っています。ですから、そのことは少しきちんと。そのことと先ほどの通信制高等学校に通う子が増えている、それは一つ連動しているので、そのあたりはもう少し書き込む必要があるかなというふうに思いました。

取りあえずそこまで、以上です。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

一応ざっと3章までの記述について御意見を頂いたわけですが、概念定義の問題とターゲット、めり張りといいたいまいしょうか、ここの「中間のまとめ」というか、提言の焦点をどこに当てるかという問題と絡んでくる。一般的に非常に大きな範囲で青少年を定義

するとどうしてもめり張りがなくなってしまうので、後の文脈に続く形で、どこに焦点を当てるのかということを考えていったほうがいいのではないかというのは、私もそうだなと思いました。

もう一つ、私自身、事前に協議をして、そのときには申し上げなかったのですが、今ずっと話を聞いていて、若者論を議論する際に、結構、社会の動向と無縁ではないわけですね。その辺は重々御承知のこととは思いますが、実証的なデータというのはあまりないのかもしれないですが、今の10代、20代の人を見ていると、リスクを回避しがっている。リスクを回避する傾向、これは若い人だけではなくて、社会全体がそうなっているのだらうと思うのです。例えば学校教育などでも、図工の時間に版画を作るのに彫刻刀を使わせない。そういう話もよく聞くし、一般的にそういう傾向はどんどんある。大学生にも「トビタテ！留学JAPAN」というプロジェクトで文科省や官民が一体となって支援しているのですが、なかなか飛び立たなくて、何かリスクがあるから嫌だという若い人がすごく多い。一般的にリスクを回避しようとする傾向がある。それがまた体験の少なさにつながっているようなところがある。体験が少ないから自信が持てない、自己肯定感が持てないところにもつながっているし、自立できないところにもつながっているのだらうと思います。

今の社会人というか、特に若い人は自立性が乏しいというのは世界どこでも共通のことで、OECDや経産省の社会人基礎力で前に踏み出す力が大事だなど、いろいろなことを言っているわけですが、その基礎になるのは自立性だと思うので、それが乏しくというか、そういうことを求めないような社会になっている気がしますね。それがまた極端な場合には——極端かどうかは別にしても、ひきこもりのような行動になって出てくるのかなと思って話を聞いていました。

だから、そういった社会状況、特にリスクを回避するみたいな傾向と、そのデータがあるかどうか分かりませんが、そういうものと若者の成長などと関連付けて少し議論するのも良いのかなと思って話を聞いていました。

すみません。私の個人的な見解を申し上げましたが、今まで出た中で事務局で、御質問の部分もかなりあったと思うので、それについて本日答えられる部分で、これはこうですよというのがもしありましたらお答えいただきたい。後でもう少し検討して、それはまた「中間のまとめ」に反映しますというのは、それはそれで良いのですが、本日答えられる部分についても何か回答していただけるのであればと思いますが、事務局、

いかがですか。

【主任社会教育主事】 いろいろとありがとうございました。

まず、統計的なデータの部分に関しては「中間のまとめ」を出すときには最新のものに入れ替えるつもりでございました。

それ以外のところで言うと、ターゲットの絞り込みに関しては、基本的には、酒井副会長がおっしゃっていたように、15歳から上の人がメインのターゲットになるだろうと思いつつ、御指摘いただいたように少し総花的なところがあるので、その辺は整理をしていきたいと思っております。

8ページの青少年教育の役割は、生徒指導提要につながるとは思っていなかったのですが、もう一度確認してみたいと思います。こういう少し議論の分かれるところは、実はリモート会議でやるとなかなか意見がまとまらないこともあるので、あえて曖昧なまま出させていただいて、むしろ物議を醸し出していろいろな意見を頂いたほうが良いかなと思っておりました。この会議を終わった後、各委員の方に、気になる表記と、こう変えたほうが良いという御提案をいただきたいと考えております。そのときに少し評価が分かれるようなところがあるなら、委員の方が考える定義や考え方を事務局への御意見というところに集約させていただきながら、また会長、副会長と相談して案をつくっていききたいというふうに考えております。

また、ネット空間の話は取り入れなければいけないと思ったのですが、そこも議論の分かれるところかと思っておりますので、それぞれの委員から御意見を頂きながら調整をしていきたいと思っております。

【笹井会長】 ありがとうございました。

では、時間の関係もありますので次に移りたいと思いますが、次は第4章についての審議となるのですね。これにつきまして、また委員の皆さんから御発言いただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

【主任社会教育主事】 ここは東京都が今後——青少年教育というのか、ユースというのかというのはまた議論があると思うのですが、として取り組んでいく施策展開の考え方で一応四つの切り口を出させていただいております。そこに先ほど言われた対象設定の考え方がたくさん出てきたので、本来ならばもっと冒頭のところに書かれてしかるべきだろうとは思っています。先ほど頂いた意見などを参考にさせていただきたいと思うのです。

が、あとはb、c、dの切り口で今後の施策のブレイクダウンでもできたら良いなと思っておりますので、是非b、c、dに沿ってお考えを述べていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

【笹井会長】 ありがとうございます。

では、まず50ページと51ページの東京都における青少年教育の場や施設について御意見を頂ければというふうに思います。四つの視点というお話もありました。

恐縮ですけれども、また山崎委員から順番にお願いできればと思います。

【山崎委員】 それでは、aの対象設定の考え方ですけれども、これも先ほど来話が出ているように、中・高生というところが非常にぼやけている。その後のことを考えても、やはりこの時代は非常に重要な時代で、発達障害という文脈を考えたときにも思春期以降がすごく重要な部分なので、そこに絞る。そこを中心にとすることは非常に分かるのですけれども、一方、東京都の施策としてほとんどが30歳ということになっているので、その辺をどういうふうにこの文章の中で言っていくかというのは事務局の工夫なのだろうと思っていました。その設定によって、この後のb、特にc、dが違ってくると思っています。

bについては、非日常空間を提供する視点ですけれども、緩やかな制約の中でというか、制約の中で様々な体験ができる。そこがすごく大事なんじゃないかというふうに思っています。様々な課題を抱える若者を支援するプログラムなどいろいろありますけれども、やはり多様なプログラムというような考え方が大事なのかな。

次に、cについてですけれども、これもa次第だというふうに思っています。市区町村では取り組むことができない事業を展開するとなったときに、東京都の場合ですと、これは少し語弊があるかもしれないですけれども、都事業という縛りはあるにしても、各ターゲット型の法律に一定縛られないということがあると思うのです。やはりユニバーサルでやっていくわけですから、その良さで、どうしても区市町村の事業展開をするときに各法律にかなり縛られるところがあるということですね。都というところでもっと自由にいろいろなことができると思うので、この辺もターゲットをどうするかによって少し違ってくるのかなと。例えば発達障害など、区市町村事業ですと、利用条件として手帳取得・診断の有無等、もちろん利用条件のない事業もありますが、利用には制約がある場合が多い実情があります。東京都事業として実施する場合、より柔軟に取り組むことができるのではないのでしょうか。

dについては、人材育成・連絡調整になると思います。さらに事業運営へのアドバイスということになるのでしょうか。以上です。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、松山委員、お願いします。

【松山委員】 ごめんなさい。私、非日常空間を提供する視点というあたりはあまり思い付かなかったのです。東京都としてということで言うと、先ほども申し上げたのですが、これももちろん対象者によると思うのですが、地域というよりはもう少し広い視点に立った、例えば特にキャリア教育的な観点や職業訓練などにおいてはもう少し幅広い企業との連携等も含めた取組が可能なのではないか。同じくその後バックアップするという観点では、今、山崎委員がおっしゃったような人材育成など、前にも出ていましたけれども、やはり調査研究的、実証実験的などところの先進的な取組で、なかなか難しいかもしれないです。スウェーデンだったかデンマークだったか忘れてしまいましたけれども、ユースワークや職業訓練の取組の中で、ゲーミフィケーションなどを取り入れたネット環境の中で例えばゲーム会社と組んだ職業訓練みたいなもの、そういった実証実験的なものなどは市町村ではできないようなものをやる。ごめんなさい。現実性があるのかないか分からないで言っていますけれども、そういったことができると良いのではないかというふうに思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、広石委員、お願いします。

【広石委員】 まず、対象の設定ですけれども、先ほど全体図を見ながら高校生などに絞ったらという話をしましたが、その後、酒井副会長、笹井会長、青山委員などの話を聞いていて、全体のつながりみたいなことはすごく大事にしたほうが良いのだろうと思いました。先ほど笹井会長がおっしゃったみたいに、ユース世代でリスクを冒さないというのは幼少期などの体験が少ないのではないか。小さいときの遊び体験などの種類の違いがそういうふうになっているのじゃないかということもあると思います。そういった意味での一貫性のある取組で、高校生が大事なただけれども、高校生だけ切り出すという意味ではなくて、高校生や学校を卒業した後のフォローを軸にしながらも、一貫した取組や、前後と連携したような取組など、そういうふうな形で対象の設定や範囲を考えていけば良いのかなと考えていました。

二つ目は、非日常空間という意味では、逆に考えると、日常が何かということがすごく

テーマだと思うのですね。それは、前回のお話などですと、日常は、例えば高校生だと学校の生徒である。日常は、若い会社員だったら会社員である。大学生だったら学生であるみたいなことがメインなのだけれども、そうではない側面がそれぞれの世代ごとにあって、そこをしっかりと捉えていく。逆に言うと、日常で期待されている役割とは違う役割を担えたり、違う立場から居られる場所が非日常空間なのだろうとbについては思いました。

cについては、区市町村では数が少ないものがあるのだろうと思うので、そういったところを都でピックアップしていくといいですか、例えば小さい子供ですと、すごくIQの高い子のために、今、東大などで「異才発掘プロジェクトROCKET」などをやっていますけれども、逆に天才的な子を集めて育てるみたいな取組です。区市町村の中の単位だとなかなかカバーし切れない。でも、東京の中でこういう人材やユースにとって必要なのではないかとこの部分などがある意味で発掘していく。課題を発掘することもあれば、才能や可能性を発掘することもあると思います。そういう視点が一つあると良いなと思いました。

あと、どうしても区市町村は目の前の課題に取り組まざるを得ないので、そういった意味では、中長期的な視点や新しいプログラムの可能性など、例えば海外でやっているものを取り入れましょう。そういったものは都としてやっていくと良いのではないかと考えているので、目の前の課題対応だけではない、どちらかというとプロアクトというか、先んじることも都として取り組むことは大切かなと思っています。

dについては、区市町村の強化という意味では、横につなげる、ノウハウの共有はすごく大切かなと思っています。どうしても区市町村は自分の現場で自分たちのやり方になってしまうので、それをどう横に、あるいはファシリテートするといいますか、あの地区でやっていることを横にどう移転するのか。ノウハウを例えばオンラインで共有していくなど、そういったところがdとしてはすごく大切な。

最後に、青少年教育を推進する人材というところで言うと、ずっと今までも話が出てきていると思うのですが、我々は今の若い世代をよく知っているのか。例えば教師である。教師を30年やってきた人が本当に今の高校生たちのリアルな状況をよく理解できているのかみたいなことが僕はテーマだと思うので、そういった意味では、今の若者の本当のリアルみたいなものを学べるというか。例えば先ほどお話がありましたインターネット空間に入ってしまうと、学校教育で幾らやっても、インターネット空間で起きていることなどはよく分からないわけじゃないですか。そういったところを含めた今の若い世

代の考え方や動き、課題をリアルタイムに把握し続ける。そういったことが人材育成という中で必要なのではないかと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、林委員、お願いいたします。

【林委員】 aのところから順に行きたいと思うのです。個人的な好みかもしれないですが、そもそも対象設定の考え方というところが青少年をお客様扱いしているような感じがして、少し違和感のある表現なのですけれども、あくまでも青少年が主体になってやっていくところ、自立に向けて動いていくところを念頭に置いて考えたときに、青少年が自分たちでいろいろなことを企画しながら、どういう対象をその企画に巻き込んでいくのか、青少年自身が考えていく場のほうが良いのかな。青少年の困り事、問題感は青少年が自分事として一番分かっているのです、そこに焦点を当てて、その問題を考えていこう、解決していこうと思ったらこんなアクションを起こしたほうが良いよ。では、そのアクションを起こすにはどんな人を巻き込んだほうが良いよというところをもう最初から青少年にある程度委ねて考えていくほうが——理想論かもしれませんが、良いのかなというふうにはaのところでは感じています。

bのところですが、非日常とは言ってみればハレですね。でも、ハレだけでは不十分だと思うのです。やはり日常、ケがないとハレの意味も見えてこない。ハレだけで、「やって楽しかったね、良かったね」で終わりだとそこで完結してしまう。そこがいかにか日常に結び付いてくることができるようにするのか。ハレとケの往還というか、相互往還、相互補完的な位置付けになるような視点を持つ必要がある。非日常の部分だけ強調するのではなくて、そこを強調しようと思ったらいかに日常のところを重視するのか。逆にそちらのほうが大事になってくるのかなと感じています。

そこで、a、bのつながりでcを考えたときに、青少年が自分たちで何か企画をする。日常、非日常のバランスを考えながら企画するときに、東京都として何かやって、そこでいろいろなノウハウなどを参加者、青少年が学んだとしたら、そこで学んだことを都内の区市町村にコーディネーターやアドバイザーのような形で派遣して、その区市町村それぞれの地域性に合った活動を展開していくようにすれば、都の役割と区市町村の役割が見えてくるし、区市町村でそれぞれやったことをまた改めて持ち寄って情報交換していけば次のステップにもつながっていくと思うので、あくまでも青少年主体で、青少年が自由に使えるお金も付けて、自分たちで好きなように活動させる。失敗してもいいから。失敗した

ら失敗したで次につなげればいいし、成功したら成功したで、それを裾野として広げていけばいいかなというふうに、a、b、c、d全体を流して見たときに感じていたところです。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、野口委員、お願いします。

【野口委員】 まず、aです。恐らく対象は決めていくと思うのですが、一方でbとも関連するのですけれども、非日常空間という意味では異年齢でも接することがすごく大事なのではないかなというふうに思っています。bにつながるのですけれども、非日常空間を提供する視点としては、ふだん接することのできない人や集団と接することができる。異年齢の集団だったり、大人の多様なロールモデルがいたりというのが良いのかな。あとは、学校教育とは異なる物差し、学力が高い、スポーツができるなどで評価できるのではなくて、いろいろな視点、観点で評価されるというところ。

あとは、育成という観点で言うと、先ほど林委員もあったように、日常での行動変容につながる何かしらの仕掛けは必要なのかなと思います。

c、区市町村では取り組むことができない事業で言うと、これまでも皆さんの意見にあったことで、例えば制度に縛られない、予算の配分など、どんな感じなのか分からないですけれども、区市町村ではなかなかお金的に難しいことができる。あとは実験的なこと、抜いづらいいけれども必要なこと、最先端なことなど。例えば、女子×プログラミング×STEM、男子×性教育、あとは3Dプリンターなどの最先端テクノロジーを使って社会課題の解決策をプロトタイピングしたり、そういった最先端なもの。都だからこそできることとして提供できると良いのではないかと思いました。

バックアップ体制は、皆さんもあったとおり、人材育成等の展開というところで、ユースワーカー、青少年教育を推進する人材ですけれども、今日お話を聞いている中で本当にいろいろなことが求められるので、専門性としてはベースの子供に対する接し方や考え方のほかに、コーディネート的な役割、必要に応じて別の役割の人とつなげられるような専門性も必要なのではないかと思ったことと、子供に関わる大人は多様な人であるほうが良いと思います。それは意図的に多様な人にしたほうが良いかと思いました。例えば女性と男性の比率だったり、障害のある人がいたり、同質でない、関わる大人がみんな多様であるというのが重要なのかなというふうに思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

では、続きまして永島委員、お願いします。

【永島委員】 私も皆さんとかぶる部分があったりするのですが、対象設定に関しては皆さんがおっしゃるところにあまり異論はないのですけれども、bの非日常空間に提供する視点で、次の市町村で取り組むことができないというところと少し重ね合わせると、先ほど野口委員もおっしゃっていました最先端というところで、ある意味、これからの社会を体験できるような空間を実現できて、そこで疑似体験していく。ソサエティー5.0などを少し模したような空間に身を置いて、そこで創造的なものを体験できたら良いなとすごく感じています。

d、市町村レベルの青少年教育をバックアップするということで行くと、市町村レベルにブレークダウンしたときに、スキルという点で、子供に関わるためのスキルがなかなか難しいと感じます。例えば対話のスキルや問い掛けのスキルだったり、それは企業の人材育成にも関わってくるのですけれども、そういう視点を持つことが必要だということを是非、研修なのか、そういう人を派遣していくのかを考えていくことでバックアップしていけるのではないかと考えています。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、土屋委員、お願いします。

【土屋委員】 もう既に出ている対象設定のところですが、私も委員の皆さんと同じような意見を持っています。0歳から30歳という考え方自体は、非常に良いと私は思っているのですが、この後も出てくるであろう人材育成も含めてですが、「ユース」をいかに説明していくのか。難しいけれども、そこはチャレンジングであると思っています。

余談ですが、ひきこもり支援では49歳までを青少年と捉えると、最近議論されていますから、年齢での対象設定は、本当に難しい問題ではあると感じました。

bの非日常ですが、林委員などがおっしゃっているように、非日常というのは実は日常と地続きだということですね。だから、非日常の捉え方として、何を示すのかイメージしづらかったのですけれども、多様性やバーチャルというところをどのように設定するのか、ということが関連してくるように思いました。イギリスの例などを見ても、文化的なもの—ユースカルチャーやアートの視点が、青少年の教育などでもフィーチャーされていますから、そういった視点を盛り込んでもいいのかなと思いました。

次は、「区市町村では取り組むことができない事業を展開」、その後の「区市町村レベルの青少年教育のバックアップ」ですが、これは、話を聞いていて、総務省などの、

中山間地域の支援事業みたいなことに似ていると思いました。高知県や島根県、鳥取県などで取り組まれているようなことです。地域に暮らす人々が、自主性を持っていろいろなことに取り組んでいて、そこに県がバックアップしていく形が既につくられています。地域でナレッジを集積して、アイデアとして実行されている事例があります。

そのような事例を見ていくと、ナレッジやアイデアを、地域で確実につなげていく人材が必要です。都道府県から市区町村に下ろしていく人が必要となるわけです。そういったアドバイザーみたいな役割の人が、ナレッジをどうつなげるか、ということになるかもしれません。ネットワーク化とグッドプラクティスやナレッジの集積、そのプラットフォームが都であって、それを下ろしていくようなしくみがつくられると良いのではないかと思います。

【笹井会長】 ありがとうございます。

続きまして、青山委員、お願いいたします。

【青山委員】 a、b、c、dにきちんと分けてしゃべれるか分からないのですけれども、まず対象設定で言うと、皆さんおっしゃっているように、特に広域圏の施設であるということを意識した場合には、支援者、指導者というのでしょうか、人材育成といったところがここでしかできないことのひとつだろうと考えていました。

特に大事になるのが二つあるとあって、一つは、この業界は支援者もユース自身であるということがよくある話なわけです。つまり、大学生や高校生のお兄さん、お姉さんが小学生と関わるみたいな場面がたくさんこれまで大事にされてきた中で言うと、青少年教育の支援者であると同時に支援を受ける側でもあることが多々あります。ですから、その循環をすごく意識していくことがまず大事なのだろうなと思います。

それから、先ほど申し上げましたが、児童館など、これまで少し縦割りの別領域だと思っていたところにもちゃんと支援者、指導者養成というところの文脈を広げて、むしろそこがちゃんとつながるようなネットワーク形成も含めた養成研修みたいなことが考えられると良いというふうにaのところでは考えました。

また、b、非日常空間をどう捉えるかということです。これまでの伝統的なもので言うと、日常圏の日常的な児童館などの施設、あるいは市町の基礎自治体のレベルとは違うところでやる青少年事業ということになれば、ある程度日常ではできないことに軸足があるというのは、私は理解できることです。そういったところとすみ分けながら、例えばこれまでで言えば自然体験や宿泊あるいはスポーツなどの活動について、ユース・プラザ2

施設で体现してきたわけです。今お話があったように、それも含みつつ、それ以上に、例えば科学的なことだったりプログラミングであったり、なかなか日常でできないことが時代時代で変わるとは思うのですけれども、そういった形で、広域的な施設で、ある程度の予算的な規模もあってこそできるような体験、自然も宿泊もこれまでどおりだと思いますが、そういったことがより大事になるのかなと思いました。

cとdですけれども、特に都だからできるところで言うと、個々の事業、例えば非日常空間を提供するような事業においても、かなり先導的、モデル的であることが必要になると思うのです。一つの視点としては、先ほど言ったように非日常にちゃんとこだわることがあると思うのですけれども、もう一つは、あえてユニバーサルの中でターゲットとユニバーサルが合流できるようなプログラムというのは基礎自治体レベルでは提供しづらいのかなとも考えました。これは古くから行われていることですが、ただキャンプをやるのではなくて、例えば障害を持った子供とそうでない子供の統合キャンプみたいなユニバーサルキャンプだったり、1週間、2週間を超えるようなすごく長期の宿泊事業や、多文化の交流、あるいは貧困家庭にもちゃんと入ってもらえる、つまり、ターゲットではない、ユニバーサルの中に特定のニーズがある子たちも交ざった共生型の取組にこだわったプログラムはなかなか基礎自治体レベルでは提供しづらいと思います。これは、先導的でモデルにもなるもので、ユニバーサルでもありターゲットでもあるようなものなのかなと思いました。

そのときに一つ大事だと思うのは、特に現状、PFI型で2施設を運営しているわけですが、先導性やモデル性を求めることは、ある意味では参加者が多いかどうかという物差しだけで評価すると、そういう事業はなかなかやりづらいのが現状だと思うのです。つまり、特に官民が連携した形で今後も進めていくことが前提であるとすれば、そのとき、より先導的でとんがった事業をやるときの評価のあり方も併せて考えていくことが大事なのだろう、つまり、もう少しおおらかであり、意味のある評価をしていくということだと思うのですけれども、そのあたりも大事になるかなというふうに思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

では、続きまして、酒井副会長、よろしくお願いします。

【酒井副会長】 いろいろ御意見を頂いて考えがまとまらないのですけれども。

まず対象のことは、年齢的なことと言えば、先ほど来ずっとユースのところを中心に、それでも0歳から30歳までは幅広く連続性を持って捉えるというのは割合共通理解がで

きているかなというふうに思います。その中で、先ほど林委員が言われた青少年を対象だけではないというか、主体だということは非常に重要だと思っています。ですから、彼らに活動の主体性を委ねつつ事業を展開する。その書きぶりのところで「対象」という言い方がそもそもそぐうのか。それは非常に大事なところだと思ったのがまず1点目です。

それから、非日常空間につきましても、どうしても日常的なことは区市町村で、都は非日常というすみ分けというのが分かりやすいようで、確かに日常がないと非日常が運営できないというのはおっしゃるとおりです。そうしますと、ほかのところにもつながるのですけれども、恐らくコアとして日常的にある程度都の活動に参加するユースあるいはそれを支援する方たちがいて、その方たちが中心となって様々な非日常的なイベントやプログラムを企画し、やっていく。日常的な運営の部分と、それを基にした非日常的な企画というところを構造化して考える必要があるのだろうというふうに思いました。

それから、区市町村との関係は、これも委員の方々がおっしゃるとおりで、様々なナレッジを集積して区市町村に下ろすなど、そうしたセンター的な役割が非常に強く期待されてくるのだろうと思います。そうしますと、その際に一つ、都がこれからつくるセンター、施設の機能として調査研究という話がありました。調査研究に含められるのかもしれませんが、例えば基礎的なデータの蓄積や先進的な、様々なユースワークに関する情報提供、それから先進的なプログラムの開発、そうした事業が付随してやはり必要となってきて、それを基に区市町村に対して様々な発信をする。そういう関係があるのではないかというふうに思いました。これはdにもなるのですけれども。

dのほうは、人材育成が非常に大事ですし、事業運営へのアドバイス、これは先ほどの情報提供といったことと全部重なりますけれども、そうしたことが中心になってくるかなというふうに思います。

それから、事業内容として非常に先端的な部分やアート、様々な都でこそのことを積極的に取り組んでいく。先ほど申し上げましたように、プログラム開発で、例えば様々な方たちに提案していただいて都で実験的な予算を付けるような試みも一つできないかというふうに伺っていて思いました。

まだきちんとまとまらないですが、以上で一応止めさせていただきます。ありがとうございます。

【笹井会長】 皆さん、どうもありがとうございました。

行政、特にこういった青少年教育や青少年問題に関わる政策の類型として、例えば戦後

の社会教育行政は何をしてきたかという、場の整備。もちろん時代背景は全然違いますけれども、公民館や図書館、博物館を整備しよう。そういう方針でやってきたわけですね。それは、社会教育の論理に基づけば、公民館を造ることによって地域の人たちが自発的にシチズンシップを身に付けていくような仕掛けをした。図書館を造ることによって地域の人たちが自発的に本を読むように、そういう仕掛けをしたということですね。博物館も同じように。だから、単に施設を整備して、その施設を利用してくださいというのではなくて、ある種の住民の人たちの自発性や自立性を促すような機能を内在させているところが社会教育施設のすごく重要なポイントだと思うのです。そういう施設の整備をやってきました。

それから、2番目は組織化支援ということで、例えば地域に青年団や婦人会をつくりましょう、あるいは広域的なものだとボーイスカウトをつくりましょうということで、人を組織化することで人と人とをつなげる。つなげて活動してもらうことで、一人での活動よりも濃密な学びができて、ポシャらないというか、途中で辞めないような仕掛けをすることもできる。そういうふうにして組織化を進めてきたわけですね。

3番目は、社会教育事業というものをやってきて、これは今でも多様な事業が行われています。

そういうものを全体としてサポートするというか、支えるというか、それを推進することで社会教育の専門職員という制度をつくって、社会教育主事などいろいろなものがありますけれども、そういうふうにして条件整備行政の施設の整備、組織化支援、そして事業を展開することの三つを社会教育主事をはじめ専門職員がやってきたというような構造になっている。社会教育、生涯学習の時代になってもそういう発想はやはり有効なのかなと思って話を聞いていました。

東京都は、ある意味では広域の団体なので、広域性を持った、あるいは先駆性を持った事業をするなど、非日常空間——空間だけではなくて、非日常性を担保するものというのは空間と時間とコミュニケーションと三つあるのだらうと思いますけれども、そういうものを体現できるような場をつくっても良いのかなと思いました。これはまた更に議論する必要がありますけれども、そういうふうに条件整備行政としての、青少年教育行政としての現代版といいましょうか、今の東京都にふさわしい現代版をつくっていく方向ではこの視点はとても大事ではないかなと思って話を聞いていました。

もう一つですが、後半のほうですね。53ページの青少年教育を支援する人材について

てということで、これは時間の関係もありますので、順番にとは思っていたのですが、もし委員の方の中で御意見が、先ほども場についてのお話の中で人材育成に触れた方もいらっしゃいましたが、任意に、もし御意見があれば、どなたでも結構ですからお願いをしたいというふうに思います。53ページの人材についてというところですが、いかがでしょうか。

土屋委員、どうですか。

【土屋委員】 ありがとうございます。私は都のユースソーシャルワークの事業に最初から関与させていただいておりますので、そういう立場からお話ができたらと思います。「青少年教育を推進する人材」のことを考えると、やはり「人材の育成」が一番の課題としてあるわけです。ユースソーシャルワークの事業で見えてきたところからのお話になるのですが、まず一つは、対象となる年齢設定について、「子ども家庭福祉」の文脈で考えるとやはり「18歳の壁」という課題につきあたります。その後成人までの2年間、18歳、19歳、20歳までは、制度上支援が薄くなってしまっているところがある。さらに、都立高等学校の支援をしていますと痛感するのですが、実際には18歳の前、17歳ぐらいから支援が薄くなっていくわけです。17歳、18歳、19歳と既存の制度がリーチできないところに、ユースソーシャルワークがはまった、と言うとおかしいですけども、その支援がなかなか届かない年齢層をターゲットにしてきたと思っています。

この4年間、実務に携わってきた中で感じていることを一つ申し上げると、「ターゲット・アプローチの危うさ」ということになります。少し逆説的になってしまっていますが、個の支援の重要性については、これまでの生涯学習審議会が示してきた建議の中にも入っている、大切な考え方です。それは前提としたうえで、あえて申し上げたいのは、個への支援が過ぎてしまうと、個人に問題があるのだという考え方になってしまいやすい部分もあって、つまりは病理モデルになってしまう側面もある、ということです。

病理モデルというのは、ソーシャルワークや福祉の世界で言うと古い考え方で、ユニバーサルな考え方が今は一般的になってきています。そういう背景を考えると、やはり「ユースワーク」が重要になってくると感じます。ターゲットアプローチが主となるユースソーシャルワークを推進することはもちろん必要なわけですが、より広いユースワークの視点を持てる人を育てないといけないわけです。

ところで、都の事業が始まる時、私も意見を述べさせていただいたことがあるのですが、わざわざ「ユース」と使うことの意義、「スクール」ではなくて「ユース」と言って

いるのは、ソーシャルワークを展開するとき、その主体は若者自身である、ということをきちんと強調したかったからなのです。

そういったことを考えると、「若者主体」ということを押さえることができるのは、やはり社会教育であると考えられますし、その専門性を有している社会教育主事には、大いに可能性があるなというのは、この間ずっと考えてきたことです。ユースワークというのは社会教育を体現することだろうと思いますし、ユースソーシャルワークについては、社会福祉の一形態と考えられるとすれば、です。社会教育と社会福祉、そのどちらにも「社会」が入っている。ここでの「社会」とは、社会教育では「出口」とも表現できるでしょうし、福祉の視点からは「社会資源」と言い換えることもできるのではないかと思います。いずれにせよ、学校教育から接続する「社会」を熟知し、うまく橋渡しができる人、人材がとても大切で必要だろう、と。それを考えても、社会教育主事のポテンシャルというのは無視できないと思っています。

もう一つ、ユースソーシャルワークの事業で見えてきたものとして、困難を抱える子ども・若者の課題は、やはり思いのほか「外的な要因」が多かった、ということがあります。

現場で、「その生徒に課題がある」として挙がってきたことであっても、額面どおりその子自身に問題があるという考え方に終始してしまうと、支援はうまくいきません。しかし、外的な要因、つまり環境ということになりますが、そちらをとらえることで支援が進むということが事業の中で分かってきました。学校教育というのはどうしても内的な要因を捉える場面は多々あって、それは仕方がない。教育というのはそういう側面がありますので、それはしようがないのですけれども、ユースワーク、ユースソーシャルワーク、そして青少年教育を考えるときには、外的なところもしっかり押さえた上で、内と外をつなぐ中間的なステップや場の存在、そしてそれをゆるやかにつなぐ、伴走型の支援が絶対に必要になってくると考えていました。なので、中間的なステップというのはやはり学校教育の外につくる必要がありますし、内と外、つまり教育と社会をつなぐ役割としての社会教育主事、社会福祉士もそうですけれども、そういう人たちが人材育成に与える影響はとても大きいだろうと私自身は考えています。

【笹井会長】 ありがとうございます。

ほかの皆さんはどういうふうにお考えですか。今ユースワーカーやユースソーシャルワーカーの重要性についての御指摘を頂きましたけれども、ほかの皆さんはどうでしょうか。

【青山委員】 さっきの一つ前の議論も含めて二つのことを考えていました。

一つは、教育に関わる人材というふうに考えたときに、先ほども申し上げたことと重なりますけれども、いわゆる「指導者」と言われてイメージするような、支援する側とされる側が明確に分かれた状態を前提にしすぎない、ということです。もちろん支援するし、その専門性はすごく高い必要があるのだけれども、教育観や指導観、支援者観といったことを少し広げて考えておくことが大事だろうと思います。先ほど申し上げたとおり、支援者もまたユースであるような現場がたくさんある中で、その支援する・されるの関係を少し緩めて考える視点も大事だなと思っているのが一つです。

2点目、特に大事だなと思っているのは、先ほどから出ていることは基本的に現場で、いわゆるユースを直接支援するような現場をどうサポートしていくか、そこでの支援者をどう人材育成していくかということだったと思うのですが、今回のこの文書の広がり考えたときに、バックヤードで都全体の青少年教育をどう振興していくかというところに高い専門性が求められるのだらうというふうに思っているのです。つまり、他領域とどう調整をかけていくのか。あるいは、指導者の研修、支援者の研修、養成をどうイメージしていくのか。ユースワークという考え方の中でどう計画を立ててコーディネートしていくのか、施設を支援していくのかというふうに考えたときに、いわゆる個々の現場のスタッフ以上に、例えば、教育委員会により専門的なスタッフが——現場であればボランティアベースの方もたくさんいる業界ですけれども、扇の要のところで高い専門性を持っている人がきちんと充実している必要があるのだらうともう一方で思いました。

特に、先程来、名前が出ていますけれども、いわゆるユースワーク系の資格はそんなに体系化されていないものがまだ多いですので、例えば、現状、この業界で言えば社会教育主事の有資格者等が今後ユースワーク、ユースソーシャルワークも、あるいは健全育成もその他のものも見据えつつ、ユースワークを中心にしながら社会教育の中での青少年教育を進めていく。そういった特に専門性の高いコーディネーターというか、バックヤードの取りまとめをするような方がこの話を進めていく上ですごく重要な存在になっていくだろうなというふうに印象を持っています。

【笹井会長】 ありがとうございます。

ほかの皆さんはいかがでしょう。順番というわけではなくて、どうぞ御意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

【山崎委員】 今の2人の委員のお話を聞いていて、全く同感のところがあります。センター化という話が出てきましたけれども、センター化という方向を目指すのであるなら

ば、今の委員の方がおっしゃったように、全体を見ていくというか、コーディネートも含めて、さらにスーパーバイズ機能も重要だと思います。そういうことを兼ね備えているような、より専門性の高い人が複数いることと、ソーシャルワーク機能を有す社会福祉士等の教育関係以外の人材です。個人モデルではなくて社会モデルで考えていく人材が現場では必要なのだろうというところで、ほぼ2人の委員がおっしゃっていることと重なるのですが、そう思っています。

【笹井会長】 ありがとうございます。ほかの皆さん、どうですか。どういうふうにお考えですか。人材の話なのですが、どうでしょうか。

【広石委員】 先ほどここを一緒にしゃべってしまったところがあったのですが、もう一つ、今考えていて思ったのですが、いろいろな人にリーチする力もすごく大切かなと思っています。新しい取組などを対象者である中・高生や若い世代にどういうふうに届けるのか、そこもすごく大切だと思うのですね。そういった意味では、先ほどのオンラインのコミュニケーションなどをどうやってうまくやっていくのか。それは一人の人が全部できなくてもいいと思うので、例えばソーシャルユースワーカーの方がいて、それをどういうふうにオンラインコミュニケーションに乗せていけばいいのだろうということが一つかもしれません。一方で、学校の現場、例えば親世代に対してどういうルートを使えばうまく情報が届くのかということもすごく大切かもしれないと思いました。良い取組をしているのだけれども、本当に必要としている人にどう届けるのかという部分、そういうコミュニケーション力といいますか、発信力といったところも組み合わせて考えていく必要があるなと思ったので、少し述べました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今非常に貴重な意見を委員の皆さんから頂いて、なるほどなと思って話を聞いていたのです。少し話はそれますが、学校教育ですが、学位の世界で、日本でも教職大学院というものがあって、そこで教員のプロフェッショナリズムをもっと鍛えようという話になってはいるのです。アメリカなどだと Doctor of Education というプロフェッショナルの学位があって、つまり先生の先生を養成するという仕組みができていますね。だから、実際に学校の子供たちを教える先生がいて、その先生を育てる先生がいるという二重の構造になっていて、それが非常に定着しているのがアメリカの現状です。

ユースワークというのは、民間の世界で非常に活発に行われて——活発でないかもしれ

ないけれども、行われているわけです。それと社会教育の知見を持っているプロフェッショナルリズムといいましょうか、プロフェッショナルを結び付けるような形で、シニアのユースワーカーやプロフェッショナルのユースワーカーみたいな活動、職といいましょうか、そういうものがあってもいいのかなと思って話を聞いていました。

これはもう少し検討しなければいけないと思いますけれども、非常に貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

さて、もう大体時間なのですけれども、もっと御意見を言い足りなかったなどありましたら、事務局にメールでも何でも結構ですので御連絡いただきたいと思います。

それでは、今後の予定に移りたいと思います。次第3になります。これにつきまして事務局からお願いしたいと思います。

【生涯学習課長】 委員の皆様、今回もオンライン会議の進行につきまして御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の審議会の予定につきましては、8月24日に第7回として開催をさせていただき予定でございます。開催方法も含めまして詳細につきましては改めて御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【笹井会長】 ありがとうございました。

今日、「中間のまとめ」の原案を鋭意精力的につくっていただきました主任社会教育主事の梶野さん、先ほどコメント等更にありましたら連絡を頂きたいと申しあげましたけれども、その辺につきまして何か一言ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

【主任社会教育主事】 今日頂いた視点なども含めて、事務局から問合せのメールなど、御意見を頂きたいとお願いをさせていただきますので、そこに今日言い足りなかった部分を含めてコメントを寄せていただきますと、また改めて会長、副会長と相談して、8月24日に臨みたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。最後は少しばたばたになってしまって、夜遅い時間なので、できるだけ8時に終わらせようと思っけていまして、皆さん御協力ありがとうございました。

そういうことで、次回また第7回目ということで会合を持ちたいと思います。詳細は、

先ほど課長の話もありましたけれども、また連絡していただけるということだと思います。

それでは、以上をもちまして本日の第6回生涯学習審議会を終わらせていただきます。
皆さん、御協力いただきましてどうもありがとうございました。

閉会：午後8時02分